

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 8 月 1 日
担 当 課	建設総務課

契約業者名・住所	三菱オートリース株式会社 アライアンス推進部 東京都港区芝 5 - 3 3 - 1 1
工事等の名称	道路維持作業用自動車賃貸借契約
工事等の場所	松戸市根本 387 番地の 5 松戸市役所 公用車駐車場
種 別	「リース」部門「自動車・船舶」
工事等期間	令和 8 年 7 月 1 日～令和 8 年 9 月 3 0 日
契約金額	月額 3 3, 5 0 0 円（税抜）
工事等の概要	車両の賃貸借
随意契約の理由	本事業における車両は、道路における施設又は工作物若しくは道路付属物等の損傷をいち早く発見するため、道路パトロール車両として使用し、市民の安全かつ円滑な道路交通の確保を目的とするものです。 三菱オートリース株式会社との間で締結した現契約は令和 8 年 6 月 3 0 日をもって終了することから、令和 8 年 4 月 1 7 日に指名競争入札により他社と新規契約を締結したところですが、昨今の世界情勢の影響を受け、納車準備期間が令和 8 年 9 月 3 0 日までとなっています。 そのため、現契約終了から新規契約における納車が完了するまでの期間、本事業に使用する車両が必要となりますが、現在使用している車両は、導入後 1 8 年が経過しているものの、車両状態は良好で走行距離が約 7 万 5 千キロ（令和 8 年 5 月末現在）であることから、十分安全性を確保し走行できるものと思料されます。したがって、本車両を再リースすることにより、新規契約金額よりも契約単価を抑えながら、車両を確保することが可能となります。 以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号並びに松戸市財務規則第 1 3 7 条の 2 第 3 号及び同規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号により、現契約相手である三菱オートリース株式会社と随意契約を締結するものです。